

第 7 回 久 慈 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

議事日程第 1 号

平成18年11月 2 日 (木曜日) 午前10時00分開議

第 1 会期の決定

議会運営委員長の報告

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 1 号、議案第 2 号及び報告第 1 号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託省略

議案第 1 号 (質疑・討論・採決)

議案第 2 号 (質疑・討論・採決)

第 4 特別委員会設置に関する件

会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

議会運営委員長の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議案第 1 号 平成18年度久慈市一般会計

補正予算 (第 3 号)

議案第 2 号 平成18年度久慈市公共下水道事業特

別会計補正予算 (第 2 号)

報告第 1 号 職員による自動車事故に係る損害賠

償事件に関する専決処分の報告について

日程第 4 特別委員会設置に関する件

出席議員 (34 名)

1 番 木ノ下 祐 治君 3 番 澤 里 富 雄君
5 番 堀 崎 松 男君 6 番 小 倉 建 一君
7 番 中 沢 卓 男君 8 番 砂 川 利 男君
9 番 二 橋 修 君 10 番 戸 崎 武 文君
11 番 中 平 浩 志君 12 番 播 磨 忠 一君
13 番 皆 川 惣 司君 14 番 小 柳 正 人君
15 番 大久保 隆 實君 16 番 桑 田 鉄 男君
17 番 山 口 健 一君 18 番 落 安 忠 次君
19 番 石 渡 高 雄君 20 番 田 表 永 七君
21 番 中 塚 佳 男君 22 番 下 斗 米 一 男君
23 番 八重櫻 友 夫君 24 番 大 沢 俊 光君
26 番 高屋敷 英 則君 27 番 下 舘 祥 二君
28 番 蒲 野 寛 君 30 番 小野寺 勝 也君

32 番 八木巻 二 郎君 33 番 宮 澤 憲 司君
34 番 濱 欠 明 宏君 35 番 東 繁 富君
36 番 菊 地 文 一君 37 番 大 上 精 一君
38 番 嵯 峨 力 雄君 39 番 谷 地 忠 一君

欠席議員 (5 名)

2 番 下川原 光 昭君 4 番 大矢内 利 男君
25 番 山 舘 榮君 29 番 清 水 崇 文君
31 番 城 内 仲 悦君

事務局職員出席者

事務局 長 亀田 公明 事務局次長 岩井 勉
事務局次長 一田 昭彦 庶務グループ 大森 正則
議事グループ 和野 一彦 総括主査 主 事 大内田博樹

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 助 役 工藤 孝男君
助 役 外舘 正敏君 総務企画部長 末崎 順一君
総務企画部部長 下舘 満吉君 市民生活部長 岩泉 敏明君
健康福祉部長 佐々木信蔵君 農林水産部長 中森 健二君
(兼)福祉事務所長 産業振興部長 卯道 勝志君 建設部長 嵯峨喜代志君
(兼)水道事務所長 山形総合支所長 角 一志君 山形総合支所次長 野田口 茂君
教 育 長 鹿糠 芳夫君 教 育 次 長 大湊 清信君
農 業 委 員 会 長 荒澤 光一君 監 査 委 員 木下 利男君
会 務 企 画 部 長 砂子 勇君 教 育 委 員 会 長 宇部 辰喜君
総 務 課 長 農 業 委 員 会 長 中 新 井 田 勉 君 監 査 委 員 賀美 吉之君
事 務 局 長 事 務 局 長

~~~~~  
午前10時00分 開会・開議

議長 ( 菊地文一君 ) おはようございます。

ただいまから第 7 回久慈市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~  
諸般の報告

議長 (菊地文一君) 諸般の報告をいたします。

市長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、所管事項調査報告書が建設委員会から提出され、その写しを配付してあります。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

市長（山内隆文君） 去る10月16日に開催をされた第1回久慈市農業委員会議におきまして、会長に荒澤光一氏が互選された旨の通知がありましたので、ご紹介を申し上げます。

~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

議長（菊地文一君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し委員長の報告を求めます。濱欠議会運営委員長。

〔議会運営委員長濱欠明宏君登壇〕

議会運営委員長（濱欠明宏君） 第7回久慈市議会臨時会の運営につきまして、去る10月30日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今臨時議会で審議いたします案件は、市長提出議案2件であります。

このことから、会期は本日1日とすべきものと決しました。各位のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（菊地文一君） お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり本日1日と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定しました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（菊地文一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に大久保隆實君、山口健一君、落安忠次君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第3 議案第1号、議案第2号及び報告第1号

議長（菊地文一君） 日程第3、議案第1号、議案第2号及び報告第1号を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。工藤助役。

〔助役工藤孝男君登壇〕

助役（工藤孝男君） 提案いたしました議案2件の

提案理由並びに報告1件についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

今回の補正は、去る10月6日から8日にかけての低気圧による大雨洪水災害に係る応急対策経費や、災害査定のための測量設計経費等を計上したほか、報告第1号に関連し、損害賠償金を計上したものであります。1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9,180万5,000円を追加し、補正後の予算総額を196億5,640万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをごらん願います。

歳入であります。17款繰入金、1項基金繰入金に、財政調整基金繰入金9,168万5,000円を、19款諸収入、4項雑入に、報告第1号に係る自動車損害共済金12万円をそれぞれ計上いたしました。

10ページになります。

歳出であります。4款衛生費、2項清掃費に、し尿処理やごみ処理に要する経費149万2,000円を計上、8款土木費、2項道路橋梁費に、報告第1号に係る損害賠償金12万円を計上、5項都市計画費に、公共下水道事業特別会計繰出金101万円を計上、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費に、市道の路面流失等により5,779万7,000円を計上、2項農林水産施設災害復旧費に、農業用排水路の破損等により815万円を計上、2目林業施設災害復旧費に、林道の路面流失等により685万4,000円を計上、3目漁港施設災害復旧費に、漁港施設の破損等により636万円を計上。

12ページになります。

この項は、合わせて2,136万4,000円を計上いたしました。3項都市計画施設災害復旧費に、久慈川河川公園の花壇流失等により475万円を計上、4項その他公共施設災害復旧費に、舟渡海水浴場、侍浜海水プール及び小袖海女センターの建物破損等により527万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

今回の補正は、1ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ101万円を追加し、補正後の予算総

額を14億8,849万円にしようとするものであります。

補正の内容であります。8ページをお開き願います。

歳入であります。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金に、さきの大震災の応急対策費に関連して101万円を計上いたしました。

次に、10ページをお開き願います。

歳出であります。1款1項下水道管理費、2目施設管理費に、排水ポンプ借り上げ経費等、101万円を計上したものであります。

次に、報告第1号「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告」について申し上げます。

本件は、ことし6月23日、市内山形町繋地内で発生した市保有の大型貨物自動車による電話線の切断事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

なお、職員の自動車事故防止につきましては、今後さらに安全運転の意識高揚と励行に努めてまいりたいと考えております。

以上で提案理由及び報告の説明といたします。よろしくご審議、決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（菊地文一君） 提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。桑田議員。

16番（桑田鉄男君） 議案第1号にかかわってでございます。当局からの災害状況の報告にもございまして、今回の低気圧の災害ですが、甚大な被害があったわけでございます。

新聞報道等を見ますと、他の地域では、この災害にかかわって、天災融資法とか激甚災害法の適用発動等を要請した自治体もあるようでございまして、また、宮古地方におきましては、水産施設関係に対する支援等も要望したと、そのようなこともございました。

久慈市といたしまして、今回の災害に対しましてのそういうことについての考えをお尋ねしたいと思います。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 今回の災害につきま

しては、激甚災害の指定の基準に達しないものでございます。今回は、それぞれの道路あるいは水産施設等、その指定、それぞれにおいて補助災害、そういったものの採択に向けて、鋭意、全力を尽くしているところでございます。

したがって、今回の補正におきましては、それに向けた測量等をいたしまして、速やかに採択いただくように努めるということで、臨時会を招集いたしまして、そして、今回の予算をお願いしたものでございます。

議長（菊地文一君） 16番桑田鉄男君。

16番（桑田鉄男君） わかりました。今回の補正は、いわゆる調査費、測量費等だとは思いますが、市としての例えば独自の税の減免とか、そういうふうなことも含めて、大きな被害を受けられた方々等に対しましての支援の考えもあわせてお尋ねをしたいと思えます。

それから、報告の第1号でございます。これを見ますと、いわゆるダンプカーの最上部が電話線に接触してケーブルを切断したということなんですが、車が通るところであれば、車の高さの基準もあると思えますし、また電話線の高さの基準もあると思えますが、その辺はどうだったのかなと思えますが、そのことについてもお尋ねをします。

議長（菊地文一君） 岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） 税の減免についてのご質問を受けましたが、家屋の倒壊等につきましては、それぞれ申請に基づいて減免できる規定がございますので、それに対応するということになるわけでございます。

それから、市・県民税あるいは国保税の減免でございますが、対象者につきまして把握したところでありますが、残念ながら、残念というのはちょっと言葉があれですが、把握して調査したところ、市・県民税が課税になっていなかったということと、それから、国保税につきましても、所得割の課税がなかったということで、今回の減免については実施しなかったということでございます。税についてはそういうことでございます。

議長（菊地文一君） 野田口山形総合支所次長。

山形総合支所次長（野田口茂君） ただいまご質問ございました、報告にかかわる道路にかかっておりま

す線の高さ等の部分でございますが、こちらの方は、道路構造令の方で、建築限界というものがございまして、普通は4.5メートルの高さ以上のところに架線を置くということになっております。

実際には、その高さは道路の面から5.2メートルのところの高さにありまして、ダンプが荷おろしをするために荷台を上げたということから、その高さを越えて引っかかったということによって、100対ゼロという形の補償になったということでございます。ご了解をお願いいたします。

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

直ちに議案の審議に入ります。

まず、議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

質疑を許します。30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） お尋ねいたします。災害復旧にかかわって、ただいま総括質疑で激甚災害の問題も出たわけですが、この激甚災害の範疇、いろいろあるかと思っております。いわゆる局部激甚災害の適用ということも、制度としてはあるわけですが、局部激甚災害の査定にものらないのかどうか。

の可能性があるとするれば、これは鋭意、努力して、局部激甚災害で復旧するということ、当然としてやるべきだと思うんですが、改めてその点をお聞かせいただきたい。第1点。

第2点は、いわゆる民間の方々への被害への応援対策ですね。聞くところによれば、いわゆる漁業関係で定置網等や漁具その他で、共済に入っておらなかったというケース、あるいは共済のそもそもの対象にならないものも被害を受けたというようなケース、あるいは聞いているわけですが、共済に入っていないなかったというのは気の毒なわけですが、そういう事態を踏まえて、行政として何らかの救援策あるいは制度上の問題として、県なり国なりに要望して、制度改善を求める必要があるのではないのか、その点をどのように検討されているのかお聞かせいただきたい。

とりあえずその2点、お聞かせください。

議長（菊地文一君） 中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 定置網の支援ということでございますが、このことにつきましては、漁協からの報告でございますけれども、8億3,000万円程度の被害があったということございまして、全定置網が共済制度には加入しておらなかったということでございます。

これにかかわっての現在の制度でございますけれども、近代化資金の融資制度というものがございまして、その利息の一部分を県と市が負担する制度でございます。このことについて、かさ上げ融資支援について、県では現在、検討中というふうなことでございます。

それから、あと、国・県の方から指導がございましたけれども、市内の各金融機関、いわゆる漁協、農協等も含めまして、現在、既定の償還がかかっている方々に、一定期間の猶予を与えるように、市からも要請してほしいというふうなことがございまして、このことにつきましては、10月31日付で要請済みでございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 激甚災害の対象になるかどうかということにつきましては、県の方から対象にならないということを知り、動いているところでございます。

この対象になるかどうかということにつきましては、市町村ごとの財政状況の指数によるということございまして、現段階ではその対象にならないという指導を得ているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（菊地文一君） 30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） その激甚の問題ですが、いわゆる局部激甚災害にも該当しないということになりますか。改めて。

それから、これはこれからの問題ですが、この際お聞かせください。いわゆる災害復旧工事が、この査定を経て、これ以降出てくると思うんですが、業者の方々から聞くと、災害復旧工事、仕事としては生じるわけだけども、なかなか工事費が 極端に言えば、工事をして赤字を背負うということで、余り歓迎されないという話も一部聞くわけです。

そういう点で、私、いわゆる積算単価はきちんとなつて発注されているものと承知しておったので、そういう話を聞いて、意外な感じを受けたわけですが、それが実際どうなっているのか。

それでも災害復旧工事、これは速やかにやっていたとということが大事ですし、同時にそれは、適正な営業になってしかるべきだと思うんですが、仕事を請け負ってもマイナスになるというのは、営業努力の範疇なのか、それとも発注の積算にあるのか、その辺、お聞かせください。

議長（菊地文一君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） ただいまのご質問にお答えします。

災害復旧工事も通常の工事につきましても、国で示した標準歩掛りあるいは単価等によりまして積算してございますので、通常の工事の発注形態と変わりございません。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 激甚災害の指定ということについてのご質問でございますが、指定されますと、地方交付税でのバックといったようなことも多くなりますから、財政的にこれは大変助かると思いますか、ぜひそのようにはしたいという気持ちはあります。

ただ、先ほど申し上げたような指導を得ているところでございますが、さらにその点につきましては、万が一にも、もっと有利なことが可能であれば、それはぜひお願いしたいという気持ちはございます。念には念を入れて対応してまいりたいと思います。

以上です。

議長（菊地文一君） 10番戸崎武文君。

10番（戸崎武文君） 災害復旧にかかわって何点かお伺いしますが、よく言われることに、災害は忘れたころにやってくるというんですけれども、このように、忘れないうちに次から次へと災害に襲われる。被災された方々には心からお見舞い申し上げます、と同時に、やはりこれを一日も早く復旧するというのが、住民のためにも非常に大事なことで、そういうふうにして、その災害復旧に向けて、今後、いろんな事務が出てくるだろうと思っておりますけれども、今後のスケジュール、現時点で考えられるスケジュール、どのよ

うに考えているのか。

できるだけ被災された方々の身になって考えれば、一日も早い復旧をしなければならぬと。復旧が終わらないうちに、また災害がやってくるということのような状態を考えれば、そうすると、さらに被害が大きくなるということが十分考えられるわけですよ。

幸いにして、人命ということは私は聞いていませんけれども、いつそういうような災害がやってくるかも予測することは全くつかないというような状態なわけですから、一日も早い復旧をしなければ、これは次の災害に備えても、そういうような必要があるだろうと思っておりますけれども、そういう点をどのように考えておられるのかということが第1点。

それから2点目は、先ほどの質問とも関連してくるんですけれども、当議会でも、非常に雇用情勢が大変だということはもう何回も議論されているわけですから、可能な限り地元の業者さん方が、その災害復旧の工事をすることが、請け負うことができるような方法を最大限すべきであると私は考えるんですが、その点についての、いろいろな制約はあるかと思っておりますけれども、考えをお聞かせいただきたい。

以上です。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 今後の災害復旧にかかわってのスケジュールということでございますが、既に例えばし尿の処理に対する、くみ取りに対する対応とか、漁港が使えない状態にある、それを復旧するといったような応急対策、そういったものについては、既定の予算等を使ってもう対応しているところでございます。

そして、ただ、大きい経費を要するというものにつきましては、今後、直ちに災害査定等が行われるようですので、それに向けて、鋭意、間に合うように準備をし、そして、査定、できるだけ有利な対応ができるようお願いをいたしまして、そして、早い復旧に向けて今回の補正をお願いいたしまして、急いで対応するという姿勢で臨んでいるところでございます。その点をご理解をいただきたいと思っております。

そして、この雇用情勢といいますか、地元の業者で対応できないかというご質問でございますけれども、これは状況に応じて、最も適切な、例えばその業者でなければできない、急いで対応しなければいけない

といったものもあるでしょう。そういった状況に応じて、それは対応しなければいけないと思います。適正に対応していきたいと思っております。

議長（菊地文一君） 10番戸崎武文君。

10番（戸崎武文君） 今回の災害についても、いち早く対策本部を当局では設置して、迅速な対応をなさってくださったことにつきましては大変敬意を表しますが、私、特にお聞きしたいことは、今回の災害について、完全復旧のめどを、現時点で、いろんな制約が出てくるだろうと、予算的なものも出てくるだろうと思えますけれども、いつごろを最終的な時期として考えておられるのか、ずれることも出てくるでしょうけれども、その点について、ひとつお願いします。

議長（菊地文一君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 災害復旧についての質問にお答え申し上げますが、各道路、土木施設が被害をこうむったところでございますが、路面の流失等につきましては、直ちに復旧をさせていただきます。

それから、今後のスケジュールでございますが、国からの災害査定が12月に予定されてございます。これに対応すべく、現在、予算のご審議をお願いしているわけでございますが、業者に測量を発注いたしまして、12月の災害復旧の査定を受けたいと、かように考えてございますし、それにつきまして、その後、原則的には3年間で復旧をするというふうなことにはなっておりますが、限られた時間も、年度内というふうなこともございますが、なるべく多くの施設の復旧に年度内に努力してまいりたいと考えてございますが、いずれにしても、原則3年で復旧するというふうなスケジュールになってございますので、そのようなスタンスで取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（菊地文一君） 10番戸崎武文君。

10番（戸崎武文君） ありがとうございます。いろいろ予算的な部分もあるだろうと思っておりますので、思ったとおりにはいけないうわけですけれども、今、部長さんが言った3年というのも、ずれ込むということもないとは言えないだろうと思っておりますので、できるだけそういうようなことにならないように、3年なら3年で、きちっと復旧できるような形で、鋭意、取り組んでいただきたいということ、これはお願いですけれども、第1点。

それから、2点目は、路肩の決壊等につきましては、

応急的に通れるようにはなっているわけですがけれども、巡回をしながら、二次災害的なことが出ないように、ひとつ努力していただきたい。これはお願いですし、一言あればお聞きしたいと思っておりますが、お願いしたいと思えます。

以上です。

議長（菊地文一君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 大雨災害によりまして、路肩等が脆弱になっている箇所も多数ございます。

今後、冬期に向けまして、パトロールを強化しながら、通行に支障のないように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 20番田表永七君。

20番（田表永七君） 私も災害復旧に関して伺いたしますが、配付された資料によりまして、16億9,142万円の、非常に大きな被害を受けていると、そういうことで、復旧は当然ながら急いでやっていかなければならない当面の課題ではございます。

しかし、災害復旧というのは、災害を受ける前の形に、原形に復すると、そういうことが基本なのではないかなと、そのように思っているわけですが、それでは、同じような性質のといいますが、規模の大雨が来ますと、またやられるという可能性があるわけで、やはり今後に備えるという観点で、大きな行政の課題としてあるんじゃないかと私は思うわけです。

それで、現時点で整理されていることでよろしいんですけれども、10月6、7、8日の大雨災害から受けた防災上の教訓を、どのように整理されておられるのかお伺いしたい。

以上であります。

議長（菊地文一君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 土木施設等にかかわりましての大雨災害の反省点と申しますか、これまでの冠水による反省点、いろいろございますが、一つには、災害が市内全域で発生したことによりまして、湛水あるいは内水が排除できないというふうなこと等がございまして、バリエードや土のうあるいはポンプ、これらが業者に対して一斉に要請があったことから、在庫不足となりまして、非常に現場の対応に苦慮したというのが一つございます。それから、災害時、調査に当たりまして、被災を受けています状況の中で、携帯電

話の使用が不感知なところがあったり、無線が届かなくて連絡がとれないというふうな状況とか、住民の方々から多くの情報が寄せられる中での処理が若干手間取って、住民の方々に情報が的確に伝わらなかったというふうなこと等も反省としてあってございます。

あと、河川公園につきましては、夜というふうなこともございまして、トイレの引き上げが非常に困難をきわめたというふうなこともございまして、ロープで緊急につないで流出を防止したというふうなこと等もございました。

一番困ったのは下水道でございますが、雨が降りますと、下水道のマンホールをあけて水を入れると、緊急避難的に、ところが、処理場の方に行きますと処理し切れなくなるものですから、下水道の処理場の流入門を閉めてしまいますと、中の管に水が滞留しまして、今度は、個人の家庭の下水道が使えないというふうなこと等もございまして、その辺のことも、今後、住民の方々にそのようなことのないように指導していかなければならないというふう考えてございます。

反省点はさまざまございますが、大まかに言いますと、その辺が大きな反省点となって、今後に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（菊地文一君） 20番田表永七君。

20番（田表永七君） 土木面からの教訓事項について、お話をいただいたわけですが、まだ農林漁業問題とか、市民生活全般の問題とかあるかと思うわけですが、12月定例会も近いですから、議論はそういう場に譲るといたしまして、私は被害を受けた市民はもちろん、受けない市民からも、直接的に被害がなかった市民からも、やはりどういことを市民が思い、行政に期待をし、願っているかというようなことについて、調査をする必要があるんじゃないかと、私はそう思っているんです。

そういうことについての、今後、対応のお考えがあるのか、ないのかをお聞きしたい。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） ただいまのご提言でございますけれども、今、建設部長が土木関係の状況について、反省点等を申し述べましたが、これらを今、全庁的にそういった部分の収集をしているところでございます。

それらを踏まえながら、ただいまのご提案につきま

しては、考えてみたいと思います。

以上です。

議長（菊地文一君） 中森農林水産部長、答弁ありませんか。漁港関係の復旧のめどはいつごろだということとは全然答弁はなかったと思っているんですが。建設部長だけの答弁がありましたけれども、中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 漁港施設関係、林道施設関係、農地、農業施設関係、それぞれ11月末から12月にかけて、国の査定が予定されてございます。この査定を経て、緊急性を加味しながら、先ほど建設部長が申しましたとおり、3年以内に復旧をしたいというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第2号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

〔「緊急動議」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 27番下館祥二君。

27番（下館祥二君） 先般の大雨災害で甚大なる被

害を受けたわけでありませんが、当議会において、特別委員会の設置を動議として提案させていただきます。

議長（菊地文一君） ただいま、27番下館議員から、特別委員会の設置についての動議がありました。動議成立には、提出者のほかに2人以上の賛成者を必要としますので、この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地文一君） 所定の賛成者がありましたので、ただいまの動議は成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時12分 再開

議長（菊地文一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、27番下館議員から、特別委員会設置の動議がありました。これを本日の日程に追加し、議題とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会設置の動議は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

日程第4 特別委員会設置に関する件

議長（菊地文一君） ただいまの動議を議題といたします。

下館議員から説明を求めます。27番下館祥二君。

〔27番下館祥二君登壇〕

27番（下館祥二君） 去る10月16日、建設常任委員会で、つぶさに調査してまいりました。その災害の結果を皆様に資料配付をさせていただいておりますが、大雨高潮災害対策特別委員会の設置について、1、本議会で議長を除く委員38人をもって構成する大雨高潮災害対策特別委員会を設置し、次の事項について調査を付託する。

台風12号、台風14号及び大雨災害に係る被害状況調査及び復旧対策に関する事項。

2、大雨高潮災害対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本件調査終了を議決するまでの間、継続して調査するものとする。

以上、提案させていただきます。よろしくお願ひい

たします。

議長（菊地文一君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。大雨高潮災害対策特別委員会の設置の動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めますけれども、簡易採択いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 異議なしと認め、この動議は可決されました。

この際、正副委員長の選出のため、暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時22分 再開

議長（菊地文一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました大雨高潮災害対策特別委員会の委員長及び副委員長の指名についてお諮りいたします。本特別委員会の委員長及び副委員長を、委員会条例第8条第2項ただし書きの規定により、当職から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、当職から指名いたします。委員長に大沢俊光君、副委員長に下館祥二君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、委員長及び副委員長はただいま指名のとおり選出されました。

~~~~~

閉会

議長（菊地文一君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これで第7回久慈市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会